

# 湘南医療大学臨床教授等の称号の付与に関する規程

(平成 29 年 2 月 15 日制定)  
最新改正 (令和 3 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）における臨床教育に貢献するふれあいグループ医療機関等（以下「医療機関等」という。）に所属する優れた医師等に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第 2 条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授、及び臨床講師（以下「臨床教授等」という。）とする。

(称号の付与の対象者)

第 3 条 称号は、本学教育課程に定める臨床実習及び臨床実習等の指導に協力する医療機関等に所属し、本学の臨床教育に携わる医師等に付与する。

(選考手続)

第 4 条 臨床教授等の選考は、運営管理会議の議を経て、理事長が行う。

(選考基準)

第 5 条 臨床教授等の選考基準は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 豊富な臨床経験を有し、臨床教育への熱意と優れた能力を発揮できる者
- (2) 医療機関等において医療内容の充実に資することが期待できる者
- (3) 人格的に優れた者

(資格)

第 6 条 臨床教授等の資格は、次の各号のとおりとする。

(1) 臨床教授

- ア 臨床経験が 15 年以上の者であって、医療機関等の院長、副院長若しくは診療科の責任者又はこれらに相当する者
- イ 湘南医療大学常勤教育職員採用基準に関する規程第 6 条第 1 号に定める研究上の能力・業績及び同第 7 条第 1 号に定める教育上の能力・業績に準ずる業績を有する者

(2) 臨床准教授

- ア 臨床経験が 10 年以上の者であって、医療機関等に所属する医師等の医療従事者
- イ 湘南医療大学常勤教育職員採用基準に関する規程第 6 条第 2 号に定める研究上の能力・業績及び同第 7 条第 2 号に定める教育上の能力・業績に準ずる業績を有する者

(3) 臨床講師

- ア 臨床経験が 5 年以上の者であって、医療機関等に所属する医師等の医療従事者
- イ 湘南医療大学常勤教育職員採用基準に関する規程第 6 条第 3 号に定める研究上の能力・業績及び同第 7 条第 3 号に定める教育上の能力・業績に準ずる業績を有する者

(職務)

第 7 条 臨床教授等は、所属する医療機関等及び本学の要請に基づき、以下の職務を行うものとする。

- (1) 臨床教育に関わる本学の講義・演習・実習担当業務
- (2) 医学に関する調査研究及び開発・普及
- (3) 本学の公開講座に関する事項
- (4) 医療機関等に所属する看護師・リハビリ技術者・薬剤師等医療専門職継続教育
- (5) その他、医療機関等及び地域貢献の推進に必要な研究活動やプロジェクト業務

2 臨床教授等は、所属する医療機関における職務を優先とし、これに支障のない範囲において、前項各号の職務を行うものとする。

(称号を付与する期間)

第8条 臨床教授等の称号を付与する期間は、1年以内とし、年度を越えて付与することはできない。ただし、期間の更新を妨げない。

2 臨床教授等の称号の付与期間更新については、第4条に定める選考手続を経ることとする。

(給与)

第9条 臨床教授等が第7条第1号に規定する職務を担当する場合は、「講義料、その他収入の取り扱い」に基づき給与及び手当を支給する。

(通知)

第10条 臨床教授等の称号の付与は、別紙様式による文書を交付して行うものとする。

(称号付与の取り消し)

第11条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合、臨床教授等の称号の付与を取り消すことができる。

(1) 第7条第1項各号に定める職務を達成する見込みが無くなった場合

(2) 臨床教授等の称号を保持するのに適当でないと認められた場合

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し必要な事項については、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、運営管理会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成29年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式（第 10 条関係）

通 知 書

氏 名

湘南医療大学（学部等名）（臨床教授・臨床准教授・臨床講師）の称号を付与する。

期間は、（元号） 年 月 日 までとする。

（元号） 年 月 日

湘 南 医 療 大 学  
学 長 ○○ ○○ 印